

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

株式会社 ボナー

単位:千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【 流 動 資 産 】	3,836,535	【 流 動 負 債 】	4,089,381
現金及び預金	3,252,760	買掛金	142,089
売掛金	48,179	短期借入金	2,700,000
商品	31,792	1年内返済予定長期借入金	844,876
販売用不動産	303,736	未払金	165,343
前払費用	145,298	未払費用	15,004
未収消費税等	25,871	未払法人税等	12,565
その他	28,896	契約負債	136,808
		前受金	22,238
【 固 定 資 産 】	4,169,592	預り金	21,242
(有形固定資産)	2,593,127	資産除去債務	2,966
建物	1,437,640	賞与引当金	1,245
構築物	2,403	その他	24,999
車両運搬具	3,647		
器具及び備品	75,268	【 固 定 負 債 】	4,986,924
土地	1,074,166	長期借入金	1,528,803
(無形固定資産)	23,488	関係会社長期借入金	2,693,050
ソフトウェア	6,331	長期未払金	6,768
その他	17,156	預り敷金及び保証金	107,964
(投資その他の資産)	1,552,976	長期前受収益	121,212
投資有価証券	202,000	繰延税金負債	58,896
出資金	433	資産除去債務	469,499
長期貸付金	111,163	株式給付引当金	730
従業員に対する長期貸付金	1,379	負 債 合 計	9,076,305
破産更生債権等	11,752		
長期前払費用	28,699	純 資 産 の 部	
保険積立金	199,647	【 株 主 資 本 】	△ 1,070,177
敷金及び保証金	1,001,755	資 本 金	84,800
その他	14,758	資 本 剰 余 金	14,184
貸倒引当金	△ 18,612	資 本 準 備 金	13,950
		その他資本剰余金	234
		利 益 剰 余 金	△ 1,169,161
		利 益 準 備 金	49,506
		その他利益剰余金	△ 1,218,667
		別途積立金	100,691
		配当積立金	2,000
		退職積立金	5,000
		圧縮積立金	30,671
		繰越利益剰余金	△ 1,357,030
		(うち当期純損失)	(1,431,773)
		純 資 産 合 計	△ 1,070,177
資 産 合 計	8,006,128	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,006,128

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

- ア. 満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法を採用しております。
- イ. その他有価証券
市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ア. 商品……………最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
- イ. 販売用不動産……………個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

③固定資産の減価償却の方法

- ア. 有形固定資産(リース資産を除く) …… 定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	10～35年
車輜運搬具	2～6年
器具及び備品	2～18年

- イ. 無形固定資産(リース資産を除く) …… 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

④引当金の計上基準

- ア. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- イ. 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ウ. 株式給付引当金……………株式給付規程に基づく従業員に対する親会社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

- ア. カラオケ事業……………カラオケ事業の収益は、カラオケ施設での設備の提供であり、顧客(利用者)が同設備を利用し対価を受領した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。
- イ. 飲食事業……………飲食事業の収益は、飲食店舗における顧客からの注文に基づく料理等の提供であり、顧客へ料理等を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。
- ウ. 不動産事業……………不動産事業の収益は、主に不動産販売やビル・住宅等の賃貸・管理であり、不動産販売については引渡時点で、賃貸・管理についてはサービス提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。